

# 日本学生支援機構の奨学金をご利用になられた 卒業生の皆様へ

本学をご卒業後、皆様におかれましては、それぞれのステージで元気にご活躍のことと存じます。

さて、昨年度本学をご卒業になられ、在学中に日本学生支援機構の奨学金をご利用になられた方々は、昨年10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

この奨学金の返還は、口座振替の方法で行うこととなっていますが、毎年、最初の引き落としができない方がいらっしゃるようです。

この最初の引き落としができないと、延滞となって、最初にお約束された通りに返還できなくなる恐れがあります。

そのようなことにならないように、本学では在学中からさまざまな機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めてご注意いただきたく、お知らせ致します。

あなたの返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますか。  
あるいは、口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。  
もう一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。ご相談の際には、必ず奨学生番号をお伝えください。

平成29年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されることとなっています。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の世代の奨学金の原資となりますので、後輩学生たちのためにも、皆様には奨学金の返還についてのお約束をお守りくださいますようお願い申し上げます。

《日本学生支援機構相談窓口》 電話：0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル：03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>